

国民健康保険税・子育て世帯に対する市独自減免制度について

(変更箇所は下線部のとおり)

項番	項目	現状	変更案	根拠	
				条例	規則
1	対象				
	(1) 世帯	4月1日において18歳未満である被保険者(世帯主及び配偶者を除く。)が2人以上属する世帯	4月1日において <u>6歳以上18歳未満</u> である被保険者(世帯主及び配偶者を除く。)が2人以上属する世帯	○	
	(2) 所得	納税義務者及び被保険者の総所得金額等の合算額が <u>400万円</u> を超えない世帯	納税義務者及び被保険者の総所得金額等の合算額が <u>500万円</u> を超えない世帯	○	
2	減免割合	○子2人目の均等割額の半額、 <u>3人目以降の均等割額の全部</u> ○低所得者軽減(7割・5割・2割)世帯は、 <u>軽減の前の半額まで</u>	○子2人目以降の均等割額の半額 ○低所得者軽減(7割・5割・2割)世帯は、 <u>軽減後に更に半額</u>		○
3	減免期間	減免を受ける年度の4月分(年度途中で該当する場合は、その日の属する月分)から3月分(年度途中で該当しなくなった場合は、その日の属する月の前月分)まで	減免を受ける年度の4月分(年度途中で該当する場合は、その日の属する月分)から3月分(年度途中で該当しなくなった場合は、その日の属する月の前月分)まで		○
4	年度途中の被保険者の異動				
	(1) 子の加入・喪失	加入・喪失した月から再判定して適用 減免対象者の年長昇順も異動	加入・喪失した月から再判定して適用 減免対象者の年長昇順も異動		○
	(2) 世帯員の加入・喪失による所得の異動	再判定しない。	再判定しない。	○	○
5	申請				
	(1) 期限	納期限まで	納期限まで	○	○
	(2) 様式	基本的に国保加入・喪失の届出により申請があったものとみなす。	基本的に国保加入・喪失の届出により申請があったものとみなす。	○	
	(3) 添付資料	不要	不要	○	
	(4) 次年度以降	引き続き対象条件に該当する世帯については、申請を省略	引き続き対象条件に該当する世帯については、申請を省略	○	
6	決定(変更・取消を含む。)	決定通知書(変更・取消通知書)を納税通知書に同封又は別送	決定通知書(変更・取消通知書)を納税通知書に同封又は別送		○